

河長監第36-2号

令和7年1月29日

河内長野市長 西野 修平 様

河内長野市監査委員

村治 規行

桂 聖

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査
を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を
次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

市民保健部

第2 監査対象期間

令和5年度

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和6年5月7日(火)から令和6年12月23日
(月)まで

(2) 委員監査 令和7年1月28日(火)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<市民窓口課>

1 契約事務について

市民窓口課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務や業務計画書の記載内容が不十分な業務がいくつかありました。
- (2) 業務責任者の通知や業務担当者の通知を口頭やメールで行い、文書が編冊されていない業務が複数ありました。
- (3) 業者から提出を受けた契約にかかる書類において、提出日に

誤りがあるものが複数ありました。

市民窓口課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

<保険医療課>

2 契約事務について

保険医療課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務や業務計画書の記載内容が不十分な業務がいくつかありました。
- (2) 業務責任者の通知を受けていない業務がいくつかありました。
- (3) 設計書のない業務において復命書に設計金額が記載されているものがいくつかありました。
- (4) 暴力団員等でないことを表明した誓約書の提出を受けていない業務がありました。

保険医療課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

<介護保険課>

3 要領及び要綱に基づく支出について

介護保険課は、様々な要綱や要領に基づき、支出事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 対象者の要件として、河内長野市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い制度実施要綱(以下「要綱」という。)第2条第3号に「福祉用具購入費等に係る資金の調達が困難なこと」が規定されていましたが、介

護保険課は、資金調達が困難であることを申出のみで確認して
いました。

(2) 介護保険課は、河内長野市福祉・医療関係事業所等物価高騰
等対策支援給付金支給要領（以下「要領」という。）に基づき、
補助対象となる事業所に対し物価高騰等対策支援給付金を支
給していましたが、支給後に、要領第6条第3号に規定する支
給決定の取消し及び返還の対象となる事業の全部又は一部を
休止又は廃止した事業所がありました。

(1)の場合は、市に損害が発生しているわけではありませんが、要
綱が制定された目的は、介護保険法が原則償還払いであるにもか
かわらず、資金の調達が困難な方が居宅介護福祉用具等を購入しや
すいように、購入者が費用をいったん支払うことなく、市がその費
用を支払うことにあると考えます。要綱の本来のあり方と介護保
険法の考え方を整理する必要があります。(2)の場合は、要領第6
条第3号ただし書の規定により、やむを得ない事情があるとして、
取消し又は返還を求めない場合は、その根拠を明示し、第三者が理
解できるよう努めることが適切です。

<健康推進課>

4 支出負担行為、物品購入等について

健康推進課は、多数の支出負担行為書、物品購入伺書等を起票し、
財務事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

(1) 納品書が物品購入伺書にいくつか編冊されていました。

(2) 見積書が添付されていないものや日付が空白のものが多数

ありました。

(3) 徴収した見積書や請書を紛失しているものがいくつかあり
ました。

支出負担行為、物品購入等は、財務事務の基本的事項です。健康
推進課は、適切な財務事務の執行に努める必要があります。